

プロポーザル方式による事業者選定に係る情報公開基準

1 趣旨

この基準は、田川広域水道企業団情報公開条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）の目的を踏まえ、田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）におけるプロポーザル方式による候補者選定に係る情報公開の基本的な取扱いを定めることにより、候補者選定の一層の透明性を確保し、住民に対する説明責任を果たすため、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる案件

プロポーザル方式（その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、業務の履行に最も適した候補者を決定する方式をいう。以下同じ。）により、契約の相手方を決定しようとするもの。

3 基本的な考え方

プロポーザル方式による候補者選定に関する情報は、公開することを原則とする。

4 公開対象文書および公開基準

凡例 ○：公開 △：部分公開（注1） ×：非公開

対象情報の名称 (例示)		契約締結前 (注2)	契約締結後 (注3)
事業提案に関する書類	参加申込書（公募型）	×	○
	企画提案書	×	△
	受注体制文書、見積書等	×	△
法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○
	財務諸表等	×	△
仕様書、募集要項		○	○

事業者を選定するための評価項目・配点		○	○
審査結果（注４）		×	△
審査委員会	委員名簿	×	○
	議事内容の記録	×	△

（注１）「△：部分公開」とは、条例第１０条第１項の規定により開示しないことができる情報を除いて公開することをいう。

（注２）契約締結前は、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるものは、条例第１０条第１項第４号アに該当するものとして非公開とする。

（注３）辞退者に係る情報は含まない。

（注４）審査結果は、審査委員及び被選定者が特定できない状態で公開する。ただし、候補者決定後は、提案事業者に対し自己の評価結果を提供することができる。

５ ホームページ上の結果公表

所管課は、契約締結後に、次に掲げる事項について、企業団ホームページにおいて公表するものとする。ただし、企業長が必要と認めるもの及びやむを得ない理由等により契約締結まで時間を要するものについては、契約締結前にその一部を公表することができる。

（１） 業務内容

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 履行期間

（２） 候補者に係る事項

- ア 商号又は名称
- イ 所在地
- ウ 評価点（各配点合計）

（３） 審査内容

- ア 全提案者の商号又は名称（５０音順）
- イ 全提案者の評価点合計及び順位（提案者名を表記するときは、Ａ、Ｂ、Ｃなどを用い提案者が特定できないようにすること。）

※ 提案者が（候補者数＋１）者の場合は、選定されなかった提案者の評価点は、公表しない。

(4) その他

候補者と契約の相手方とが異なる場合は、契約の相手方となる事業者の商号又は名称、所在地、その理由など

6 参加希望事業者への本基準の周知

プロポーザル方式による候補者選定に係る実施要領の公表を行う際は、この基準も併せて公表し、参加希望事業者に対し、この基準を周知する。

7 この基準によらない場合

特別な事情によりこの基準によることが適当でないと認める場合は、契約担当課及び情報公開担当課と協議の上、別途定めることができる。

8 適用関係

この基準は、令和６年４月１日以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定から適用する。